

暮らしと資産のコンシェルジュ通信

FPオフィス
Life & Financial Clinic (LFC)

2017年7月31日発行

Vol. 8、第2号

■人生を素敵に過ごすための秘訣



(バチカン市国：平成29年3月撮影)

暑中お見舞い申し上げます。

総務省が7月28日に発表した6月の完全失業率は2.8%に改善し、2カ月ぶりに3%を割り込みました。また、厚生労働省が発表した同月の有効求人倍率1.51倍となり、前月から0.02ポイント上昇。43年4カ月ぶりの高水準とのことです。アベノミクスに対して、さまざまな批判がありますが、雇用という側面で見ると、ここ数年で大幅に改善されたと言えるでしょう。一方、企業側のから見ると、人手不足は深刻で、人が集まらないため、生産やサービスの提供を制限するケースが見られるようになりました。企業は、生産性を向上させ、労働力不足を補うことで対応してきました。働く側から見れば、仕事量が増えるだけで、給料はあまり変わらず、負担が増えるばかりです。

働き方改革の一環として、また、個人消費を喚起す

るために2月からプレミアムフライデーが導入されました。「忙しくて、そんな余裕がない」という冷めた反応が多いですが、月に1回くらいは、「金曜日の午後の時間を素敵に過ごすために、創意工夫する」という意識を持つことが大切なのではないかと思います。

家計においても、一生懸命働いて収入を増やし、節約をして支出を減らし、貯蓄を増やしていく。「プレミアムフライデーで使うお金の余裕なんてない」と文句を言いたくなる気持ちもわかりますが、世の中が生産性向上とか、効率が求められていて、息(生き)苦しさを感じられる今だからこそ、少し、気持ちのゆとりを持って、「素敵な時間を過ごすためにお金を使う、そのために家計で創意工夫をする」ということが大切なのではないかと感じています。

創意工夫というと、なかなかアイデアが出てこないかもしれませんが、仕事も家計の支出も、共通して効果が出る方法があります。それは、習慣としてきたこと(支出してきたこと)を1つでも良いので止めることです。そうすれば、時間もお金もゆとりが出てきます。

仕事と家計の両面で、ご自身の行動を振り返り、時間とお金を創ってみてください。それが、人生で素敵な時間をたくさん過ごすための秘訣だと思います。

FPオフィス Life & Financial Clinic
ファイナンシャル・プランナー
平野 泰嗣 平野 直子

◆お届けする内容◆

・人生を素敵に過ごすための秘訣
・健康・家計の生活習慣見直しで、人生95年対応を

・日本人の金融資産構成が現金・預金に偏っているワケは？
・2018年4月、生命保険料の全面改訂で、私たちはどう行動する？

・夫の遺産、妻と子どもで、どう分ける？安心か？

・分散投資をしている人にありがちな落とし穴!?

・2017年上半年期のLFCの活動報告
・確定拠出年金相談

■健康・家計の生活習慣見直しで、人生95年対応を

聖路加国際病院名誉院長の日野原重明先生が、7月18日に105歳で召天されました。日野原先生は、終末医療の普及や「成人病」に代わる「生活習慣病」という言葉を提言するなど、医学・看護教育の刷新や一般人への啓蒙活動に尽力されました。FPIに関わりのある保険について、今振り返ってみると、特約などで、「成人病」という言葉はあまり見かけなくなり、いつからか「生活習慣病」を多く見るようになりました。「成人病」は、「がん」、「心臓病」、「脳卒中」という怖い病気の代名詞ですが、「生活習慣病」は、これに「糖尿病」、「高血圧症」、「動脈硬化」などとあわせ、中年や高齢者といった年配の方

だけでなく30歳代ぐらいの若い世代にも見られるようになってきたことを受け、「生活習慣病」と呼ばれるようになりました。生活習慣病は、食事、喫煙、飲酒、運動、休養などが深く関係していると言われていきます。病気によっては、自覚症状がないものがありますので、定期的な健康診断と、生活習慣の見直しが生生活習慣病の最善の対策です。

生活習慣病と聞くと、いつも家計の支出を思い出します(なんでも家計に絡めてしまうのは職業病でしょうか...)。生活習慣から、知らず知らずに家計の支出が増え、将来、家計が破たんするということに。これも、定期的な家計診断と家計(生活習慣)の見直しが重要です。

今年発表された第22回完全生命表によると、100歳まで生きる人の割合は男性1.63%、女性1.94%とのこと。100歳までとは言わずとも95歳とした場合、男性8.6%、女性24.4%です。人生100年は少し言い過ぎかもしれませんが、人生95年は現実的です。長く健康でいられるための生活習慣の見直しと、人生95年時代に対応したライフプラン、そして家計の再点検は、長寿化を進む中でますます重要になるでしょう。

先の完全生命表によると、日野原先生のように105歳まで生きる人の割合(男性)は、わずかに0.15%。長きに渡り活躍された日野原先生に最大の敬意を表するとともに、心よりご冥福をお祈り申し上げます。



日本と米国のアンケートで解明!/? 金融資産選択の違い

■日本人の金融資産構成が現金・預金に偏っているワケは？

日本の家計の金融資産構成を見ると、現金・預金に偏っていて(約5割)、株式・投資信託・債券などのリスク資産の割合(約15%)は、欧米と比較すると、明らかに少ないと言えます(図1)。

なぜ、家計の金融資産選択に、国ごとの違いが出るのでしょうか。「わが国家計の資産選択行動の背景:日米アンケート調査を用いた考察」(日銀リサーチラボ)と題した興味深いレポートが公表されたので、紹介します。

日本人は、堅実で安定志向が強い(リスク回避的)と一般的に言われていますが、実際にどうなのでしょう。家計の相対的なリスク回避度を把握するために、図2のように給料の受け取り方法に関する質問をし、その結果をグラフとして表しています。確率で決まる給料(A)と堅実に上がっていく給料(B)のいずれを選択するかを質問しています。米国と日本を比較すると、同じようなグラフがプロットされることから、日米間でリスク回避度に関する差異は、ほとんど見られず、日本人のリスク回避的な行動特性が、日米の資産選択行動の違いを規定しているとの見方は、必ずしも当てはまるとは言えない、という結果でした。

さらに、グラフをよく見ると、米国よりも日本人の方がやや、リスク愛好的という、意外な結果を表わしています。実は、この報酬受取に関する質問

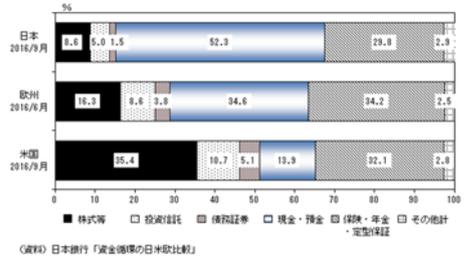
には正解があります。給料(A)と給料(B)の比較期間を10年(120ヶ月)とすると、10年間で貰える給料(B)は、確定値で164.7万円(初回の給料を1万円とする)になります。一方、給料(A)の毎月の給料は期待値で表されます。組み合わせ:1の場合、1.2となり、10年間の受取額は144万円(1.2×120)になります。同様に組み合わせ:4を選択すると、10年間の受取額は162万円(期待値1.35×120)になるので、ギリギリ給料(B)を選択した方が良いことになります。報酬の受取スタンスの質問に対する回答の際に、もしかすると、米国はきちんと計算して回答した人が多く、日本人は感覚的に回答したのかもしれないと想像しています。

同レポートでは、日米で家計の金融知識について比較していて、利息・インフレ・分散投資・債券価格のいずれの項目も日本人よりも米国人の方が、知識がある(質問に対する正答率が高い)という結果が紹介されています。つまり、日米の資産選択行動の違いについて、金融知識が1つの大きな要因ではないかと結論づけています。

別の調査によると、日本人が金融に関する知識を収集する手段としては、多いものから、インターネット、金融機関の窓口とのことです。金融機関では売り手としての情報が中心になるし、インターネットも恣意的な情報や誤った情報があふれてい

ます。著名な書籍にも「?」(または言い過ぎ)というものも散見します。正しい情報の入手・相談先として、私たちLFCもご利用頂ければと思います。

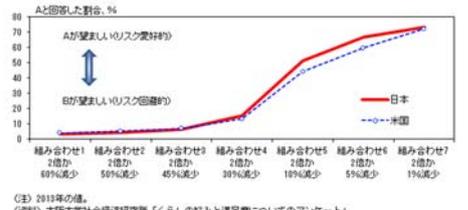
【図1】家計部門の金融資産構成の国際比較



【図2】報酬の受取スタンスに関する日米比較

仕事の月給の受取り方法として、以下の選択肢「A」または「B」のどちらがあなたにとって望ましいでしょうか。

組み合わせ	A 半々の確率で2倍になるか、60%減少	B 確実に0.5%増加
組み合わせ1	A 半々の確率で2倍になるか、50%減少	B 確実に0.5%増加
組み合わせ2	A 半々の確率で2倍になるか、45%減少	B 確実に0.5%増加
組み合わせ3	A 半々の確率で2倍になるか、30%減少	B 確実に0.5%増加
組み合わせ4	A 半々の確率で2倍になるか、10%減少	B 確実に0.5%増加
組み合わせ5	A 半々の確率で2倍になるか、5%減少	B 確実に0.5%増加
組み合わせ6	A 半々の確率で2倍になるか、1%減少	B 確実に0.5%増加
組み合わせ7	A 半々の確率で2倍になるか、1%減少	B 確実に0.5%増加



【図2】報酬の受取スタンスに関する日米比較 (2019年の調査。)

11年ぶりの標準生命表改訂、生命保険料への影響は？

■2018年4月、生命保険料の全面改訂で、私たちはどう行動する？

日本アクチュアリー会が作成している標準生命表が11年ぶりに改訂され、2018年4月から適用される見通しになりました。生命表は、国民の人口統計をもとに作成し、厚生労働省が公表している簡易生命表、完全生命表が一般的に知られています。これに対し、標準生命表は、民間生命保険会社の契約の死亡統計に基づいて日本アクチュアリー会が作成しています。標準生命表は、生命保険会社が保険商品の保険料を算定する基礎となります。2007年と2018年の標準生命表を比較すると、平均寿命は男性2.53歳、女性1.62歳伸びました。

ところで、生命保険料は、保険金や給付金に充てられる純保険料と保険会社の経費・利益に充てられる付加保険料で構成されていますが、今回の標準生命表改訂は、純保険料に影響するため、基本的には全ての生命保険会社で2018年4月に保険料の見直しが行なわれます。

標準生命表改訂は、保険料にどう影響するか？

少し専門的な話になりますが、事故の発生確率が1%の事象に対して、その事象が起こった場合に100万円の保険金がおけるとすると、その(純)保険料は、100万円×0.01=1万円と計算されま

す(保険料の運用を考慮せず)。

標準生命表では、性別・年齢毎の死亡率が掲載されています。45歳男性を例にとると、2007年標準生命表は0.231%、2018年は0.177%です。

話は脱線しますが、よく「万が一の保険」という使い方をしますが、実際には、「万が一」とか「万が一」とか言わなければならないのです。思ったより死亡率が高いことに気づかされます。話を戻します。45歳男性で、1,000万円の死亡保険金が下りる1年の死亡定期保険に加入するとすると、(純)保険料は、2007年は2310円、2018年は1770円と計算されます。つまり、23%近く(純)保険料が安くなると計算されます。一般的な生命保険社の保険料に占める付加保険料の割合は5割程度と言われているため、実際には、これほど大幅に保険料が安くなるわけではありません。

今回の標準生命表の改訂は、生命保険の保険料にどのような影響を与えるのでしょうか。死亡保険のうち、掛け捨ての定期保険や収入保障保険については、事例で示した通り、保険料が引き下げられる可能性があります。死亡保険のうち、貯蓄性の高い終身保険や養老保険などは、死亡に関わらず保険金が下りることを前提にした

商品の特性から、予定利率(積立保険料の運用する利回り)が保険料に大きく影響するため、それほど、大きな引き下げにはならないのではないのでしょうか。医療保険に関しては、長寿になるほど医療費が多くなるようになるため、保険料は逆に引き上げられる可能性が高いです。

保険料の見直しで、私たちはどう行動する？

では、この標準生命表改訂にともなって、私たちはどのように行動したら良いのでしょうか。これから新しい保険(ここでは死亡保険)に加入することを検討している場合は、来年4月まで様子を見ようと思われるかもしれません。その場合、来年4月までのリスク(死亡や加入できない状態が発生する等)をどう担保するかということも考えておかなければなりません。そこは目をつむるのであれば、来年4月以降を待って、保険の加入を検討されると良いでしょう。すでに保険に加入している人は、改訂による影響だけではなく、加入時よりも健康状態が良くなった、禁煙が成功した等によって、年齢は上がったけれども、保険料が安くなる場合もあります。また、家計状況の変化によって、必要保障額が変わるということもありますので、これを機会に保険の見直しをお勧めします。



遺言書と遺産分割協議で最優先すべきこと何か？



■ 夫の遺産、妻と子どもで、どう分けると安心か？

どの家庭にも、いつかは訪れる相続。各メディアでは、相続対策に関する話題が頻繁に取り上げられるようになりました。中でも、相続税法改正に関連した「相続税対策」と、相続人間の争いに関連した「争族対策」が話題の中心になっています。土地活用による相続税対策や、争族対策のための遺言書作成など、いろいろな対策はありますが、実際には、特に相続対策をすることなく、そして、遺言書を作成することなく、相続が発生するケースがほとんどです。また、最も多いケースは、夫が先に亡くなり、妻と子どもで財産分け(遺産分割)をするケースです。

妻と子供の遺産分割、法定相続分で良いか？

国分家(仮名)は、ご主人の国分太郎さん(享年75歳)、妻の華子さん(72歳)、長男の一郎さん(45歳)、麻衣さん(43歳)の4人家族でした。

法定相続分は、妻1/2、子1/2(長男1/4、長女1/4)になります。法定相続分通り分けるとすると、預貯金は、妻1,500万円、子各々750万円になります。不動産は法定相続通り共有持ち分としても、一郎さんも、麻衣さんもマイホームがあるので、このまま華子さんが住み続けることに問題はない状況です。

最優先で考えるべきは、妻の老後の生活

遺産の分け方は、法定相続分が本当に正しい(円満な解決といえる)のでしょうか。法定相続分と聞くと、その通りに分けなければならないという印象を受けますが、遺言書がない限り、相

続人間で自由に遺産分割をすることができません。法定相続分は、争いが起きた場合に解決するための配分を法律が決めていると考えられると良いでしょう。従って、妻と子どもで、遺産分割をする場合、妻(子供から見れば母)の老後の生活が安心できることを最優先として、財産分けをするべきなのです。ここで、「法定相続分通り」とか、「相続税を節税するために」という議論は持ち込んではいけなく個人的には思います。

最低限、妻が受け取る遺産の見積もり方法

妻が受け取る最低遺産額を見積もるために、以下の情報が必要になります。(国分家)

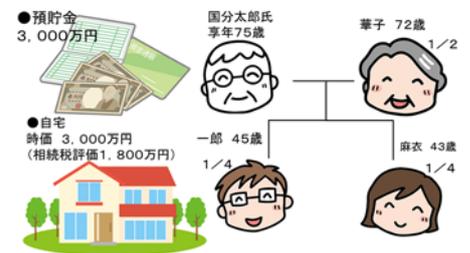
- ①遺族年金・妻の年金(年) ……200万円
- ②残された妻の生活費(年) ……260万円
- ③将来の一時的な支出の見積もり ……500万円
- ④妻に何かあった時に安心な金額 ……500万円
- ⑤妻固有の金融資産 ……380万円

【計算式】妻が受け取る遺産額(除く不動産) = (②-①) × 老後の期間(95歳迄) + ③ + ④ - ⑤
※国分家のケースでは、2,000万円となります。

この計算結果を受けて、国分家では、預貯金の配分として、華子さん2,000万円、一郎さんと麻衣さんは各々500万円にしようということになりました。自宅については、将来、介護施設に入る場合の入居資金に充てるため、華子さんが全て相続することにしました。華子さんに相続が起こっても相続税はかからないという見通しもついたからです。

遺産分割と遺留分の関係は？

結果、華子さんの相続財産は時価で5,000万円、一郎さんと華子さんは各々預貯金500万円になります。最低保障される相続割合として、遺留分があります。遺留分は、配偶者と子は、法定相続分の半分なので、妻1/4、子1/4(一郎さん、麻衣さんは1/8)です。一郎さん、麻衣さんの遺留分は750万円と計算されます。ただし、遺留分とは、遺言書による相続割合の指定があった時に、最低限保障される相続割合なので、遺産分割協議とは関係ありません。遺産分割協議は、相続人間で自由に配分を決めることができるのです。



遺言書を書く場合も考え方は同じ

今回は、遺産分割の場面で妻の受け取る遺産の考え方を紹介しましたが、夫が遺言書を書く場合も、遺された妻の老後の生活保障を最優先して相続配分を決めることが大切です。LFCでは、ご遺族のライフプランを基準に財産分けの方針を策定するお手伝いをしています。

分散投資をしている人にありがちな落とし穴!?



■ 家計全体で資産ポートフォリオを見るという視点

国際分散投資・長期投資の理解は進んだが…

投資に関する基本的な知識も、以前に比べると少しずつ消費者にも定着しつつあり、積立投資、国際分散投資、長期投資の理解が深まっているのを感じています(まだ十分とは言えません)。それは、企業が確定拠出年金制度を導入し、投資教育が進んだことや、メディアによって「金融機関に騙されないために自分で運用しよう」という機運が高まり、その方法として、国際分散投資を基本としたインデックス投資(パッシブ運用の投資信託やETFへの投資)が紹介されたことや、低コストのバランス型投信の普及がその背景にあるのではないかと思います。

家計資産全体ポートフォリオはどうなっている？

ただ、相談の場面でいろいろお話を伺っていると、会社の確定拠出年金は、積極型のモデルポートフォリオに従って運用しているが、家計では全く運用していない人とか、バランス型の投資信託の定期購入に加えて、個別株式への投資にかなりの金額をつぎ込んでいる人などが多く見受

けられます。前者の場合、家計資産のほとんどが現預金に配分され、国際分散投資で運用している割合は5%にも満たないということもあります。後者の場合、投資信託の部分は、バランス型投信で国際分散投資ができていますが、日本株への過大な投資により、投資部分の5割が日本株というのめ珍しくありません。そもそもバランス型投信でも、日本株への投資が行われています。日本の株式市場の動向で、資産価値が大きく変動する資産配分になっていると言えます。

また、複数の金融機関と取引をしている人の場合、A銀行で投資信託を勧められ購入し、B証券会社で、個別株と、投資信託の取引をしているということもあるでしょう。この場合、金融機関の担当者は、一般的に資産の総額は把握していますが、顧客がどのような金融商品を持っているかは、顧客が申告しない限りわかりません。従って、家計資産全体のポートフォリオを考慮して金融商品を提案することができません。仮にラップ口座などで、分散投資を行っていても、他の金融

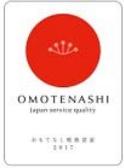
機関で保有する金融資産と合わせて考えると、リスク(変動率)とリターン(期待収益)がどのようになるのか、把握できない状態になっているのではないのでしょうか。そこで、全ての金融機関で保有している金融商品を家計資産全体のポートフォリオとしてみた場合、リスク&リターンがどのようになっているか、現状を分析することが重要です。分析を行うことによって、例えば、現状の家計資産のポートフォリオは、リスク7%、リターン2.5%だけれども、同じリターン2.5%を追求するのであれば、ポートフォリオを組みかえることによって、リスク5%に減らすことができるという場合もあるのです(過去データに基づく予測結果で将来の結果を確約したものではありません)。

LFCの家計総合資産管理という考え方

LFCでは、家計資産全体でポートフォリオを見るという家計総合資産管理の視点で、アドバイスを行っています。複数の金融機関と取引をして、家計資産全体の分析をしたいという方は、ぜひ、お問合せください。



京橋オフィス & 国分寺相談室で、ご夫婦での相談、好評受付中！



おもてなし認証2017



経理WOMAN・2月号



4/27日本経済新聞・朝刊



SUUMO東京の注文住宅(5月)



山梨・ハケ岳(5月)

ボクたちも海外に行きたいワン！

山梨・甘利山(6月)



■2017年上半期のLFCの活動報告

2017年前半のカレンダーを振り返ると、ビジネス、プライベートともに念願が叶ったり、良い半年を過ごすことができました。

●ビジネス

平野泰嗣は、FPとして、中小企業診断士として活動していますが、東大和市の中小企業大学校内にある創業支援施設BusiNest(ビジネススト)で、女性向けの創業個別相談窓口を担当することになりました(月1回程度)。多摩地域の女性起業家向けに家計と事業のお金の両面のサポートをしたいと思えます。

LFCとしては、お客様の家計総合資産管理ニーズにお応えするため、「Wealth Management Workstation」というFP・PB向けのシステムを導入しました。金融資産ポートフォリオ分析、保険分析、自社株分析、相続分析などが行えます。弊オフィスもFintech(フィンテック)を積極的に活用し、お客様の様々な相談ニーズに応えていきます。

また、経済産業省創設「おもてなし規格認証2017」の自己適合宣言を行い、【紅認証】を取得しました。おもてなし規格認証は、サービスの品質を「見える化」するため創設されま

した。FPもサービス業ですから、お客様に対する高品質なサービスの提供・維持・向上に日々取り組んでいく所存です。

●プライベート

3月から4月にかけて念願のイタリア旅行に行くことができました。世界情勢が不安定であったり、申し込んだ旅行が直前でキャンセルになったりと、なかなか行く機会に恵まれず、2年越しで実現することができました。8日間の世界遺産を巡る弾丸ツアーでしたが、歴史と文化を十分に体感することができました。長いようで短い人生なので、元気なうちに、できるだけ多くの国の歴史や文化に触れたいと強く感じました。日本国内も行きたいところがたくさんあり、そんなことを考えているだけでワクワクします。レゴ&ベルは、旅行中、実家やペットホテルにお世話になりました。自分たちだけ楽しんでいては申し訳ないので、GWにレゴ&ベルと一緒にハケ岳のペンションに行きました。それで、少し機嫌を直したようです。2017年後半は、旅行の余韻を残しつつ、日常業務に邁進します。

あなたらしい“幸せな人生”を送ること。それが私たちの願いです。

FPオフィス Life & Financial Clinic

〒104-0031
東京都中央区京橋 1-3-2
モリイビル304(受付4F) オフィス平野
電話 : 03-3231-6113
FAX : 03-6740-7663
メール : info@mylifeplan.net

発行・編集 平野 泰嗣・平野 直子



Web サイトもご覧ください
<http://www.mylifeplan.net>

●相続・遺言相談(10,800円/1回、90分)

【相続の現状分析と課題の整理を行います】

相続・遺言相談を通じて、亡くなる前の適切な財産管理と、亡くなった後の財産を巡る紛争を未然に防止するために、現状の分析と課題の整理を行います。

★相続診断分析レポート付★ HPより、お問合せください。



●確定拠出年金相談(10,800円/1回、90分)

【リスク許容度診断とポートフォリオ分析】

現状のポートフォリオの将来予測と、リスク許容度診断に基づき、お客様に合った、モデルポートフォリオのご提案を行います。

★診断レポート付★ HPより、お問合せください。



●相続、資産と経営の相談



人・企業の“夢・想い”をカタチに！

「暮らしと経営の資産コンシェルジュ」

平野経営法務事務所

- ・老後の暮らし
- ・遺言と相続
- ・プライベートバンキング (PB)
- ・経営サポート

暮らしと経営の資産コンシェルジュ
平野経営法務事務所
Hitano Management & Legal Office
人・企業の“夢・想い”をカタチに！

<http://www.family-concierge.net>

